

# 福岡工業大学 機関リポジトリ

## FITREPO

|             |   |
|-------------|---|
| Title       | 日本の調査捕鯨と国際司法裁判所への提訴   |
| Author(s)   | 長岡 さくら  |
| Citation    | 福岡工業大学環境科学研究所所報 第5巻 P31-P37   |
| Issue Date  | 2011  |
| URI         | <a href="http://hdl.handle.net/11478/505">http://hdl.handle.net/11478/505</a> |
| Right       |   |
| Type        | Research Paper  |
| Textversion | publisher   |

**Fukuoka Institute of Technology**

# 日本の調査捕鯨と国際司法裁判所への提訴

長岡 さくら（駿河台大学 法学部 専任講師）

キーワード：調査捕鯨、紛争解決手続、国際司法裁判所

## 一 はじめに

昨（2010）年12月2日、（財）日本鯨類研究所が主体となって行っている調査捕鯨船団が、12月上旬に南極海に向けて出港する予定であることが報じられた<sup>1</sup>。この報道を見る限り、3年ぶりに安全対策及び事故対応を目的として同船団に海上保安官を警乗させる予定であることその他、例年の出港風景との変化は感じられにくい。しかし、昨年一年を振り返ってみると、調査捕鯨を巡る司法上の動きが活発であった一年であったと捉えることができよう。

例えば、昨年5月31日、オーストラリア（以下、豪州とする。）は、日本が行っている調査捕鯨が国際法に違反しているとして、国際司法裁判所（以下、ICJとする。）に対し、日本を被告国とする訴えを提起したことはまだ記憶に新しい<sup>2</sup>。

また、日本国内においても調査捕鯨に関連する国内法上の刑事裁判が行われたことは注目に値しよう<sup>3</sup>。即ち、南極海において2009/10年漁期・第二期南極海鯨類捕獲調査（以下、JARPA Iとする。）を実施中の監視船「第二昭南丸」にシー・シェパード（以下、SSとする。）所属のニュージーランド（以下、NZとする。）人であるピーター・ベスーンが侵入したことに端を発する事件である。これに対し、海上保安庁東京海上保安部は、同船が日本へ帰港後の2010年3月12日、同人を逮捕し、同年4月2日、東京地検は同容疑者を東京地裁に起訴したのである。

このように、昨年から今年にかけては、日本の調査捕鯨に関連する司法手続が活発であったといえよう。では、これらの司法手続において日本の調査捕鯨はどのように評価されているのであろうか。既に、拙稿にて検討したように<sup>4</sup>、現在、日本政府が行っている調査捕鯨問題を国際法上の司法的手続によって解決を図る動きを排除することは、国連海洋法条約（以下、UNCLOSとする。）、

南極生物資源保存条約、及び国際捕鯨取締条約（以下、ICRWとする。）の各条約の紛争解決手続条項から鑑みて難しいと言えることが判明した。また、1999年、国際海洋法裁判所（以下、ITLOS）及びUNCLOS附属書VIIに基づく仲裁裁判所において審理されたみなみまぐろ事件との類似性に鑑みると、司法的手続による解決が図られた場合、海洋環境の保護を理由として暫定措置命令が出される可能性も否定できず、日本政府が行う調査捕鯨に何らかの影響を及ぼすことは否定できないという点も指摘を行ったところである。

この点、今回、豪州が日本を相手取って提訴した事件は、みなみまぐろ事件と全く同じ当事国であるにもかかわらず、提訴を行った国際裁判所がみなみまぐろ事件とは異なりICJである点も注意を要する。

以下では、豪州が日本を相手取ってICJに提訴した事件について訴状を元に概要及び本件で問題とされている国際法上の論点について検討する。なお、ピーター・ベスーン事件では、調査捕鯨に関する国際法上の論点は取扱われなかったため、本稿の検討対象からは除外する。その上で、今後の動き等について最後に簡単な考察を行う。

なお、冒頭で述べた、昨年末、南極海に向け出港した調査捕鯨船団は、南極海域に到達し調査捕鯨活動を行っていたところ、本年1月より数度にわたってSSからの妨害活動を受け続け、ついに2月18日、鹿野道彦農林水産大臣は、妨害活動を行っているSS船舶の追跡を調査捕鯨船団が振り切ることができないほど妨害行為が激しく、乗組員の生命・財産及び船舶の安全が確保されないとして、2010/11年漁期の調査捕鯨活動を切り上げ、帰国させる旨発表を行った<sup>5</sup>。その後、今年冬以降の調査捕鯨の実施に向けて検討を行っていた農林水産省の有識者検討委員会は<sup>6</sup>、本年7月26日、日本の調査捕鯨がICRW等の関係諸条約に基づく正当な国際法上の権利であること、及び、南極

海で調査捕鯨を実施するためには安全性の確保が不可欠であるとする中間取りまとめを公表した<sup>7</sup>。しかし、調査捕鯨の今後の継続については、調査の「継続」と「縮小・中止」の両論が併記した形で記載された<sup>8</sup>。従って、今後の調査捕鯨実施は流動的になっていると言えるであろう。

## 二 ICJ「南極圏における捕鯨」事件

2007年の豪州総選挙にて「日本の調査捕鯨を止めさせるために国際法廷で違法性を訴える」との公約を掲げ誕生したラッド政権は、政権誕生後、改めて、南極海で日本政府が行っている調査捕鯨が国際法上違法であるとして、その違法性確認のために国際裁判所への提訴を検討する意向を示し、その証拠収集のため豪州海軍を調査海域に出動・監視させる旨発言を行った<sup>9</sup>。また、これを受け、2008年1月8日、豪州政府は税関船「オセアニック・バイキング号」を、日本の船舶が調査捕鯨を行っている海域に出航させたことは<sup>10</sup>、既に拙稿にて紹介の通りである。

その後、現在に至るまで、豪州政府は、南極海域にて調査活動実施中日本の調査捕鯨船団がSSに多くの妨害行為を受けた際にもSSの活動を容認し、港湾の提供を行っていることは様々な報道等で明らかにされている。

また、昨(2010)年2月19日には、ラッド首相は地元のテレビ局に対し、日本が外交的な話し合いで南極海での調査捕鯨中止に応じなければ、豪州は、同年11月の次期捕鯨シーズン開始までにICJに提訴するとの考えを表明した<sup>11</sup>。これに対し、岡田克也外相(当時)は、豪州訪問を翌日に控えた同日、記者会見にて、日本の調査捕鯨はICRW第8条に従って公海上で実施する合法的な活動であること、また、SSの活動家が日本船舶に乗り込んだことそのものに関しては豪州政府と直接関係がある訳ではないと思っているが、SSの活動全体について、危険な暴力的な行為は許されないということについてお互い認識を共有したい旨発言している<sup>12</sup>。

更に、翌20日のラッド首相表敬訪問時には、岡田外相よりSSによる妨害活動が日本の調査捕鯨船団の安全を脅かす極めて危険な行為であって断じて許されないと抗議を行い、SS船舶が再度豪州の港に寄った際には寄港国として豪州が適切か

つ断固たる対応をとるよう強く求めたとされる<sup>13</sup>。これに対し、ラッド首相は、豪州政府として平和的な抗議活動は尊重するものの暴力的な抗議活動は容認し得ない旨述べたようである<sup>14</sup>。21日の日豪外相会談においては、スミス豪外相より豪州が公海上の安全の確保を重視していること、この観点からSSによる暴力的な抗議活動を強く非難するとの立場が述べられ、岡田外相と一致したとされる<sup>15</sup>。また、両外相は、捕鯨について日豪の立場が異なることを認めつつも、引き続き国際捕鯨委員会(以下、IWCとする。)及び二国間を通じた外交的解決に向けて冷静かつ建設的な議論を行っていくことで一致したが、スミス外相より、豪州は、南氷洋での捕鯨を一定期間後にゼロにするという提案を近くIWCに行う予定であり、外交的解決が不可能な場合には国際法廷に提訴することを考えているとの説明が行われた<sup>16</sup>。

これに対し、帰国後の23日、岡田外相は記者会見にて、この問題が訴訟に発展した場合には、訴訟も一つの解決方法であるので、堂々と国際的な法廷の場で日本の主張をしていきたいと考えている旨発言を行っている<sup>17</sup>。また、この時、併せて、報道関係者より、この問題に関して、キーNZ首相による「日本が調査捕鯨を止めなければ豪州同様に国際法廷に提訴する」旨の発言について問われたところ、岡田外相は、自身が承知しているキー首相の発言は「我々が先行するのは外交的な解決を模索することである。もしも外交的解決に失敗し、かつ、唯一の選択肢が提訴である場合には、その時点でNZとして豪州の立場に同調するか否かを検討することになるだろう。裁判は解決までに長時間を要するものである。外交的な解決を図る方が裁判よりも速やかな方法である。」であるとして、豪州と同じように提訴する趣旨とはかなり違ふと理解している旨発言している<sup>18</sup>。

その後、同年5月28日、豪州政府は、南極海での日本の調査捕鯨を中止させるために、来週ICJに正式に日本を提訴すると発表した<sup>19</sup>。これに対し、岡田外相は記者会見にて、豪州政府より直接、ICJへの提訴について連絡を受けた旨述べ、併せて、IWCにおいて関係国が交渉中にも拘わらず豪州政府が国際提訴を決定したことは残念だが、調査捕鯨が合法的な活動であるというのが日本政府の認識であり、然るべく対応した旨発言している<sup>20</sup>。

翌週の同月 31 日、豪州政府は前週に発表の通り、日本を相手取り、(日本が行っている) 捕鯨が国際義務に違反する疑いがあると訴えを提起した<sup>21</sup>。豪州政府が I C J に提出した訴状によると、要点は、以下の点にまとめられる。

まず、豪州政府は、本件請求を、I C J 規程第 36 条 1 及び 2 項、第 40 条、及び、I C J 規則第 38 条に従って提起している(訴状第 1 段落)。また、I C J は、豪州政府が 2002 年 3 月 22 日付で行った強制管轄受諾宣言及び日本政府が 2007 年 7 月 9 日付で行った強制管轄受諾宣言に基づき、裁判管轄権を持つとした(同第 4 段落)。この点、「これは訴訟の前段階であり、日本政府がどのような対応をするのかはまだ明らかにされていない<sup>22</sup>。」との見解及びこの見解への補足(脚注)として「請求の相手国が I C J の管轄権に同意するまではこの請求は訴訟名簿に記載してはならず、かつ手続上のいかなる措置もしてはならない<sup>23</sup>。」との見解も存在するが、訴状第 4 段落で述べられている通り、豪州及び日本は両国とも強制管轄受諾宣言を受諾しており、かつ I C J は豪州による訴状を受理し日本政府へその旨通告していることから、日本政府がどのような対応をするかは明らかではないという上記の見解はあたらぬように思われる。

そして、豪州政府は、本件請求に関する紛争の主題(内容)を以下の五つ、即ち、「I C R W における日本の義務<sup>24</sup>」「日本の行為<sup>25</sup>」「日本の I W C 勧告受入れ拒否<sup>26</sup>」「I W C における外交交渉<sup>27</sup>」「日本によるその他の二国間及び多数国間の要求に応じることの拒否<sup>28</sup>」に分類する。

まず第一に、「I C R W における日本の義務」において、豪州政府は、1982 年以降に I W C で採択されたモラトリアム及びサンクチュアリに言及し、それぞれに対して日本がどのように拘束されているのかを検討する。1982 年、I C R W 第 5 条 1 項(e)に基づき採択され、I C R W 附表 10 項(e)の追加の形で発効した商業捕鯨モラトリアムでは、年間最大捕獲量を 0 頭とすることとなった。この商業捕鯨モラトリアムに対し、日本は当初、所定期間内に異議を申立てていたが、後に異議を撤回している(同第 5 段落)。また、1994 年、I C R W 第 5 条 1 項(c)に基づき採択された南大洋サンクチュアリは、I C R W 附表 7 項(b)の追加の形で発効している。但し、日本は、このサンクチュアリに対して、所定期間内に南氷洋ミンククジラ資源に関す

る異議を申立てており、この異議は現在まで撤回されていない(同第 6 段落)。よって、豪州政府は、日本は I C R W に基づき、① I C R W 附表第 10 項(e)により、あらゆる資源についての商業的目的のための鯨の捕獲を自制する義務、及び、② I C R W 附表第 7 項(b)により、南氷洋においてミンク鯨を除くあらゆる資源についての商業的目的のための鯨の捕獲を自制する義務を負っているとする(同第 7 段落)。なお、豪州政府は、これらを I C R W 上の義務としてだけではなく、条約法条約第 26 条及び慣習国際法上の信義誠実義務に基づき、遂行する義務があるとしている(同第 8 段落)。

第二に、「日本の行為」において、豪州政府は、現在、日本が実施している南極海における調査捕鯨について言及する。とりわけ、豪州政府は、1982 年の商業捕鯨モラトリアム採択後、日本政府は、表面上商業捕鯨を中止したものの、ほぼ同時に、第一期南極海鯨類捕獲調査(以下、J A R P A I とする。)を開始し、これを調査捕鯨に関する I C R W 第 8 条によって正当化しようとしたと主張している(同第 9 段落)。そして、1987/88 年漁期から 2004/05 年漁期にかけて実施された J A R P A I において、南大洋サンクチュアリ内に生息する南極海ミンク鯨約 6,800 頭が屠殺されたとし、同調査によって得られた鯨肉を商業販売の目的で日本へ持ち帰ったと主張する(同第 10 段落)。また、2005/06 年漁期から現在まで実施されている J A R P A I I においても、既に 2,000 頭以上の南極海ミンク鯨が屠殺され、J A R P A I と同様に J A R P A I I によって得られた鯨肉を商業販売の目的で日本へ持ち帰ったと主張する(同第 12 段落)。

この点、豪州政府の主張には、訴状第 6 及び 7 段落で確認された日本が負う I C R W 上の義務との間に矛盾があるように思える。即ち、豪州政府は、日本が実施している J A R P A I 及び J A R P A I I において、南氷洋に生息する南極海ミンク鯨を屠殺していることを問題としているが、訴状第 6 及び 7 段落において豪州政府も指摘しているように、日本は、南氷洋ミンククジラ資源に関して条約で定められた所定期間内に有効な異議を申立てており、またその異議は現在まで撤回されておらず有効である。従って、日本政府は、ミンククジラ資源に関しては、1994 年南氷洋サンクチュアリに条約上拘束されておらず、国際法上、

同サンクチュアリに基づき日本の国際義務違反を主張することはできない。

また、豪州政府は、JARPA I 及び JARPA II にて得られた副産物たる鯨肉を日本国内で販売していることについて、これを 1982 年商業捕鯨モラトリウムに違反すると主張している。しかし、調査捕鯨について規定する ICRW 第 8 条 2 項では、特別許可書に基づいて捕獲した鯨は実行可能な限り加工しなければならない旨、また、取得金は許可を与えた政府の発給した指令書に従って処分しなければならない旨定められている。従って、調査捕鯨によって得られた副産物を加工処分し、また、それから金を得ることは条約によって認められている行為であることを指摘することができよう。

第三に、「日本の IWC 勧告受入れ拒否」において、豪州政府は、1987 年以降になされた IWC における日本の調査捕鯨に関する勧告受入れを日本が拒否していることに言及する。まず、豪州政府は、1987 年、1995 年、1997 年及び 1998 年に、調査捕鯨はやむを得ない場合、かつ必要最小限に限られるべきであり、例外的な状況によってのみ認められる旨の勧告がなされたと主張する（同第 18 段落）。また、2003 年、2005 年及び 2007 年には、JARPA 計画の中止若しくは調査方法を非致命的調査に変更するよう勧告し、併せて、IWC 科学委員会が調査を終えるまで調査捕鯨を行わないように勧告したと主張する（同第 19・20・21 段落）。そして、日本政府がこれらの勧告の受入れを拒否していることを問題とする（同第 22 段落）。

しかし、豪州政府が訴状第 22 段落にて指摘している日本政府による勧告受入れの拒否は、国際法上如何なる点が違法行為となるのであろうか。国際法上、勧告は、何ら法的拘束力を持たないことは明らかである。従って、豪州政府が、IWC による勧告を日本政府が拒否していることを国際義務に違反していると主張を行うのは、国際法上全く根拠のない主張であると言わざるを得ない。

第四に、「IWC における外交交渉」において、豪州政府は、IWC における作業部会設置などの動きについて言及する。2008 年、IWC は、豪州及び日本を含む 33 ヶ国からなる小作業部会を設置したが<sup>29</sup>、このままでは小作業部会で IWC の将来に関し何の同意も得ることができないとして、翌 2009 年、豪州及び日本を含む 12 ヶ国で構成さ

れるコア・サポートグループを設置し、遅くとも 2010 年までに結論を出すように求めた。なお、コア・サポートグループ設置にあたっては、「全てが合意されるまでは何も合意されていない」との了解があったとされる（同第 23 段落）。しかし、これらの動きにも拘わらず、2010 年に至るまで IWC においては何の結論も得られていない。

このような中で、豪州政府は、IWC に対し、ICRW 第 8 条に基づき実施されていると言われる一方的な調査捕鯨を速やかに終了させるべきであり、同条を改正しこのような慣行が行われぬように合意すべきであるとの提案を行った（同第 26 段落）。これに対し、日本は、調査計画に関する交渉に応じる余地はあるとしたものの、JARPA II の科学的正当性と国際法上の合法性を繰り返したと、豪州政府は主張する。よって、豪州政府は、JARPA II の合法性をめぐる豪州及び日本間の紛争を解決する手段が存在しないことが判明したと主張する（同第 29 段落）。

この豪州政府の主張に対しては、以下の三点を指摘することができよう。まず第一に、豪州政府は、ICRW 第 8 条に基づいて調査捕鯨が一方的に行われていると非難しているが、条約上の文言を解釈すると、そもそも特別許可証は当該国政府自身の判断で発給できるとされており、IWC やその加盟国の同意は必要とされておらず、「一方的」に行われていることを国際法上違法行為とする根拠は存在しない。第二に、日本が行っている調査捕鯨は、豪州領域内で行われているものではなく公海上で行われている行為である。従って、豪州政府には日本が調査捕鯨を行うことによって被る実損はなく、この問題を日豪間の紛争であると主張し、国際裁判所に提訴する法益は存在しないと考えられる。第三に、豪州政府は、豪州政府や IWC でなされた提案を日本が拒否したことにより、紛争解決手段がもはや存在せず、国際裁判所に提訴したとの主張を行っているように捉えられるが、この点、上述のみなみまぐろ事件においても、豪州政府は、ほとんど交渉も行っていないにもかかわらず、一方的に外交交渉による紛争解決手段が尽きたとして提訴した点と論理構成が類似しているように見受けられる。

第五に、「日本によるその他の二国間及び多数国間の要求に応じることの拒否」において、豪州政府は、豪州政府自身は日本に対し、IWC 内外の

様々な機会を捉えて JARPA I I の中止あるいは実質的な変更を求めてきたと主張する（同第 30 段落）。しかし、日本政府は、これらの要求に応じることなく JARPA I I の科学的正当性と国際法上の合法性を繰り返したと、豪州政府は主張する（同第 33 段落）。また、日本が北半球において 2000 年以降実施している第二期北西太平洋鯨類捕獲調査（JARPN I I）も、JARPA I I 同様、国際義務に違反している旨主張する（同第 34 段落）。

これらの五つの点を述べた上で、豪州政府は、大別して以下の三点につき日本による義務違反が存在すると主張する。

まず第一に、ICRW に基づく義務違反として、① ICRW 附表第 10 項(e)により、あらゆる資源についての商業的目的のための鯨の捕獲の自制について誠実に行動する義務、及び、② ICRW 附表第 7 項(b)により、南氷洋においてザトウ鯨及びヒゲ鯨資源についての商業的目的のための鯨の捕獲の自制について誠実に行動する義務を挙げる（同第 36 段落）。

第二に、日本が実施している JARPA I I は、計画の規模、鯨資源の保存管理に関する適切性の欠如、及び、調査対象としている鯨種及びその資源量に対する危険性に鑑みると、これを ICRW 第 8 条を根拠として正当化することはできないと主張する（同第 37 段落）。

第三に、ICRW 以外の条約上の義務違反として、①ワシントン野生動物取引規制条約第 2 条に基づく基本原則、及び、同条約第 3 条 5 項に規定される同条約附属書 I に掲げる種の標本の海からの持込みに関する規制に関する義務違反、及び、②生物多様性条約第 3 条に基づく自国管轄あるいは管理下の活動が他国の環境あるいはいずれの国の管轄にも属さない区域の環境を害さないことを確保する責任に関する義務違反、同条約第 5 条に基づく他の締約国及び国際組織との協力義務、及び、同条約第 10 条(b)に基づく生物多様性への悪影響を回避する義務、を挙げる（同第 38 段落）。

なお、豪州政府は、日本はこれらの義務の条約上の履行義務だけでなく、慣習国際法上の履行義務も負っていると主張する（同第 39 段落）。

そして、最後に、豪州政府は、ICJ に対し、日本による JARPA I I の実施が国際義務に違反していることの宣言判決を求めている（同第

40 段落）。その上で、併せて、ICJ が日本に対し、以下の三点、即ち、① JARPA I I 実施の中止、② 本件紛争に拘わる活動を認めるあらゆる権限・許可・認可の無効化、及び、③ JARPA I I が国際法上の義務に抵触することがなくなるまで更なる行動をとらないことの保証、を命じることを求めている（同第 41 段落）。

本件請求について、その後、ICJ は、同年 7 月 13 日付の命令にて豪州（原告側）の申述書提出期限を 2011 年 5 月 9 日と定め、日本（被告側）の答弁書提出期限を 2012 年 3 月 9 日と定めた。

なお、昨（2010）年 12 月 15 日、NZ 政府が、本件訴訟に関し、当事者としては訴訟を提起しないが、同訴訟について豪州政府と協力し訴訟参加することで合意した旨発表したとの報道があり<sup>30</sup>、この点についても国際法上検討を要する課題であると言えよう。

### 三 おわりに

以上で取り上げた、ICJ において手続が進行中である、調査捕鯨の国際違法性に関する事例について訴状の検討の結果、とりわけ、次の四点を指摘することができよう。

まず第一に、豪州政府が日本による国際義務違反の根拠として挙げている、ICRW 附表に基づく商業捕鯨の自制について誠実に行動する義務への違反であるが、これに関し、豪州政府は、訴状においては、日本が商業捕鯨モラトリアム及び南大洋サンクチュアリに違反し、商業捕鯨を行っているという証拠は示していない。

第二に、上述の通り、豪州政府の主張の中には、日本に対して法的拘束力を与えない文書への義務違反を問うているものもあるが、国際法上、国家は法的拘束力がないものに対してこれを履行する義務は存在しない。

第三に、豪州政府は、請求項目の中で、JARPA I I が国際法上の義務に抵触することがなくなるまで更なる行動をとらないことの保証を求めている。即ち、これは、本件請求において、ICJ に対し、損害の更なる悪化を防ぐためとの名目で仮保全措置を求める可能性を孕んでいるように思われる。その場合、既に、拙稿にて検討しているように、ITLOS における先例から判断すると、たとえ請求を行った原告国が誠意を持って

交渉していなかったとしても交渉を行なった形跡さえあれば「一応の」管轄権認定がされうる可能性が高く、これまでに I T L O S に付託された全ての暫定措置命令要請事案において「一応の」管轄権が認められ、何らかの暫定措置が指示されていることから、仮保全措置が認められる可能性があるように思われる。但し、はじめに述べたように、本件請求は I C J にて審理されているため、これまでの I C J における仮保全措置請求に対する判断と I T L O S における暫定措置請求に対する判断との異同についてさらに精査する必要がある。

第四に、N Z 政府は、本件訴訟に関し、当事国としては訴訟に参加しない旨述べ、意見陳述などを行うにとどまる見通しであることが報道されている。しかし、この報道からは、当事国として共同提訴は行わないものの訴訟参加を行う見込みであるのか、あるいは、訴訟参加を行うのではなくこれとは別個の方法で意見陳述を行う予定であるのかは定かでない。I C J 及び I C J の前身たる常設国際司法裁判所 ( P C I J ) においては、裁判所規程締約国の訴訟参加に関する先例が存在するため、この問題に関する国際法上の論点についてもさらに精査する必要があると思われる。

なお、2011 年 1 月 24 日、S S が今漁期の J A R P A I I への妨害活動のために新造し投入している「ゴジラ号」に対し、昨 (2010) 年末、豪州政府が暫定船籍を与えていた旨の新聞報道がなされた<sup>31</sup>。また、必要書類が整い次第、正式の船籍が与えられる見通しであるという。日本政府は、これまで、調査捕鯨への妨害活動に従事している S S 所有船舶について、各国に船籍を与えないよう要請し、あるいは、船籍の剥奪を要請してきた経緯がある。日本政府の要請に対し、例えば、英国やトーゴは自国船籍を有していた S S 所有船舶の船籍を剥奪してきたが、オランダは、自国船籍を持つ S S 所有船舶の船籍の剥奪は行っていない状況である。

この点、これまで、S S 所有船舶が調査捕鯨への妨害活動を行う際、補給などのために豪州の港湾を拠点としていることが多かったが、豪州政府は港湾の使用を許可しているだけでなく、海洋国際法上、寄港国に求められている寄港国管轄権を十分に行使しているとは言い難かった。今回、日本政府の要請に反し、豪州政府が同号に対して自

国船籍を与えたことについて否定的な見解も存在するが、報道においても指摘されているように、今後は、豪州政府は同号に対して寄港国管轄権よりも強い管轄権を行使すべき義務を負う旗国管轄権を行使する義務が生じた。

従って、今後、調査捕鯨船団に対し同号が妨害活動を行った際には、日本政府は、豪州政府に対し、旗国として国際法上の適切な措置を執るよう要請することが可能になったのであり、この点を肯定的・積極的に評価することもできよう。

なお、本件訴訟においては、本年 5 月 9 日、原告たる豪州政府より I C J に対し申述書が提出された。これを受け、日本政府は来年 3 月 9 日までに答弁書を I C J に対し提出する必要がある。豪州政府が提出した申述書及び日本政府が提出する予定の答弁書は、I C J 規則第 53 条 2 項により口頭手続冒頭まで公にされないため<sup>32</sup>、現在これを閲覧することはできず、豪州側申述書において、訴状で主張された点につきどのような証拠が挙げられているのかを確認することはできない。本件は、今後、仮保全措置請求が行われるか否かを含め、長期の訴訟が予想されるが<sup>33</sup>、本稿で指摘した論点については改めて別稿にて検討することとし締めくくりとする。

<sup>1</sup> 2010年12月1日付産経新聞東京朝刊(国際面)、参照。

<sup>2</sup> ICJ Case No.148, “Whaling in the Antarctic (Australia v. Japan)”。

<sup>3</sup> 但し、この事例においては調査捕鯨に関する国際法上の論点については取扱われなかった。本件判決は判決集未掲載であるが、概要は以下の文献にて示されている。廣瀬肇、「海上保安事件の研究(第54回) シー・シェパードの構成員であるピーター・ジェームス・ベスーンが、日本の調査捕鯨船団の監視船『第二昭南丸』上にある船員に目掛けて発射装置により酪酸を投げつけ、さらに、後日、防護用の網を所持のナイフで破り、同船に侵入し、同船の船長により船内に拘束されて、同船が東京帰港の際に海上保安官に逮捕され、威力業務妨害、傷害、器物損壊、艦船侵入、銃砲刀剣類所持等取締法違反で有罪とされた事例(平成22年7月7日東京地裁判決・決定)、および、この事件に関連しての海賊の意義とその処罰について(前編)『捜査研究』59巻10号(2010年)、73-84頁。廣瀬肇、「海上保安事件の研究(第55回) シー・シェパードの構成員であるピーター・ジェームス・ベスーンが、日本の調査捕鯨船団の監視船『第二昭南丸』上にある船員に目掛けて発射装置により酪酸を投げつけ、さらに、後日、防護用の網を所持のナイフで破り、同船に侵入し、同船の船長により船内に拘束されて、同船が東京帰港の際に海上保安官に逮捕され、威力業務妨害、傷害、器物損壊、艦船侵入、銃砲刀剣類所持等取締法違反で有罪とされた事例(平成22年7月7日東京地裁判決・決定)、および、この事件に関連しての海賊の意義とその処罰について(後編)『捜査研究』59巻12号(2010年)、73-86頁。

<sup>4</sup> 長岡さくら「捕鯨問題の紛争解決に関する一考察—海洋国際法の観点から—」『福岡工業大学 環境科学研究所所報』第3号(2009年)、53-62頁。

<sup>5</sup> 2011年2月8日付日本経済新聞(夕刊)、参照。

<sup>6</sup> 同委員会は正式名称を「鯨類捕獲調査に関する検討委員会」とし、筒井信隆農林水産副大臣(座長)、秋道智彌総合地球環境学研究所教授、阿南久全国消費者団体連絡会事務局長、櫻本和美東京海洋大学教授、高成田享仙台大学教授、谷川尚哉中央学院大学法学部准教授、野村一郎前FAO水産局局長、林司宜早稲田大学名誉教授の計8名の委員で構成されている。なお、同委員会の議事概要等については水産庁 Web サイト

(<http://www.jfa.maff.go.jp/j/study/enyou/>、2011年8月30日確認済)にて閲覧することができる。

<sup>7</sup> 水産省、「鯨類捕獲調査に関する検討委員会：中間取りまとめ」(2011年)、7頁。

<sup>8</sup> 同上、9頁。

<sup>9</sup> 2007年12月13日、時事通信・共同通信配信記事等を参照のこと。

<sup>10</sup> 2008/09年漁期における調査捕鯨船への監視は、豪州政府はすでに違法行為の証拠が集まったとしてこれを行わないとしている。

<sup>11</sup> 2010年2月19日付読売新聞、参照。

<sup>12</sup> 2010年2月19日、岡田外務大臣会見記録(要旨)([http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/gaisho/g\\_1002.html#6](http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/gaisho/g_1002.html#6)、2011年8月30日確認済)、参照。

<sup>13</sup> 2010年2月20日、岡田外務大臣によるラッド豪首相表敬(概要)

([http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g\\_okada/australia\\_10/s](http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g_okada/australia_10/s)

[\\_gaiyo.html](#)、2011年8月30日確認済)、参照。

<sup>14</sup> 同上、参照。

<sup>15</sup> 2010年2月21日、日豪外相会談(概要)([http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g\\_okada/australia\\_10/g\\_k\\_gaiyo.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g_okada/australia_10/g_k_gaiyo.html)、2011年8月30日確認済)、参照。

<sup>16</sup> 同上、参照。

<sup>17</sup> 2010年2月23日、岡田外務大臣会見記録(要旨)([http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/gaisho/g\\_1002.html#7](http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/gaisho/g_1002.html#7)、2011年8月30日確認済)、参照。

<sup>18</sup> 同上、参照。

<sup>19</sup> Australian Embassy, Tokyo, TK08/2010 of 28 May 2010, “Press Release: Government initiates legal action against Japanese whaling”(<http://www.australia.or.jp/en/pressrelease/?id=TK08/2010>、2011年8月30日確認済)。

<sup>20</sup> 2010年5月28日、岡田外務大臣会見記録(要旨)([http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/gaisho/g\\_1005.html#7](http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/gaisho/g_1005.html#7)、2011年8月30日確認済)、参照。

<sup>21</sup> 当初、ICJにおいてこの事件名が使用されていたが、その後、ICJの書類やウェブサイトにおいては「南極圏における捕鯨事件(Whaling in the Antarctic)」と改題されている。

<sup>22</sup> 大谷良雄「調査捕鯨とオーストラリアの訴訟提起[上]」『時の法令』1863号(2010年)、52頁。

<sup>23</sup> 同上、53頁、注3、参照。

<sup>24</sup> 訴状第5ないし8段落、参照。

<sup>25</sup> 訴状第9ないし16段落、参照。

<sup>26</sup> 訴状第17ないし22段落、参照。

<sup>27</sup> 訴状第23ないし29段落、参照。

<sup>28</sup> 訴状第30ないし34段落、参照。

<sup>29</sup> 本事件の概要を紹介する文献において、この作業部会が31ヶ国で構成されていると紹介されているが、訴状本文では“33 countries”と記載されており、本稿で示している国数が正しい数字である。大谷良雄「調査捕鯨とオーストラリアの訴訟提起[下]」『時の法令』1865号(2010年)、51頁、参照。

<sup>30</sup> Australian Embassy, Tokyo, TK15/2010 of 15 December 2010, “Press Release: Australia and New Zealand agree on strategy for whaling legal case”

(<http://www.australia.or.jp/en/pressrelease/?id=TK15/2010>、2011年8月30日確認済)。なお、同発表において、豪州政府がNZ政府に対し共同提訴ではなく訴訟参加を求めた理由の一つとして、現在、ICJではNZ国籍を持つケネス・キース判事が在任中であることから、豪州とNZが共同提訴となった場合には豪州単独提訴の場合に得られる特任裁判官指名の権利を失うこととなるためであることが述べられている。

<sup>31</sup> 2011年1月24日付産経新聞、参照。

<sup>32</sup> 但し、同条1項の規定に従い、訴訟当事国が承認した場合、口頭手続初日以前であっても、ICJにおいて裁判当事国となれる国家は、訴答書面及び附属書類を入手できる。

<sup>33</sup> 現在、ICJにおいては3件の事件が口頭手続あるいは審理中であり、本件以前に提起され、かつ、口頭手続に至っていない事件が計11件ある。

(2011年8月31日脱稿)